

証券コード 1924
平成28年5月30日

株 主 各 位

大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号
パナホーム株式会社
取締役社長 藤井 康 照

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」（58頁から59頁）をご覧のうえ、平成28年6月22日（水曜日）午後5時30分までにご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号
当社14階会議室（末尾記載の株主総会会場ご案内略図ご参照）

3. 目的事項

報告事項

- 1.第59期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
- 2.会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案

取締役9名選任の件

第2号議案

取締役の報酬額変更の件

第3号議案

取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以上

-
- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として、この招集ご通知をご持参ください。
 - 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - 当社は、法令および定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.panahome.jp/company/ir/>）に掲載しておりますので、株主総会招集通知添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
- なお、株主総会招集通知添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
- 株主総会招集通知添付書類の事業報告、連結計算書類および計算書類、ならびに株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正する必要がある場合には、書面による郵送または当社ウェブサイト（<http://www.panahome.jp/company/ir/>）において掲載することによりお知らせいたします。

株主総会招集通知添付書類

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益を背景として、雇用や所得環境の改善が見られるなど、緩やかな回復傾向が続きました。

住宅業界では、フラット35Sの金利優遇幅の拡大、住宅取得資金贈与の非課税枠の拡大および省エネ住宅ポイント制度等、政府の住宅取得支援策に下支えされるなか、戸建住宅は本格的な回復には至っていないものの、持ち直しの動きが見られました。賃貸住宅では、相続税制改正に対する関心が高く、都市部を中心に堅調な需要が続きました。

このような状況のなかで、当社グループは、今年度を最終年度とする中期計画に基づき、「スマートな暮らしの価値を創造するオンリー・ワンの住生活企業」を目指し、様々な需要や生活者の関心を商機として捉え、新築請負事業、街づくり事業、ストック事業、海外事業の4事業分野を経営の軸に据えて事業を展開しました。

また、被災地の皆様の1日も早い生活の復興実現に向け、宮城県石巻市と岩手県釜石市で復興公営住宅の建設に取り組みました。平成27年4月には、宮城県仙台市の防災集団移転地域に、当社が参画する『さきまち荒井南サスティーナタウン』のモデル街区が完成し、次世代型住宅の提供を開始しました。

その他、平成28年3月に次世代レジリエンス社会の構築に向けた先進的な活動を発掘、表彰する「ジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞）」において、西大和ニュータウン（奈良県北葛城郡河合町）における既存住宅の活用・流通の促進に向けた事業『かわい浪漫プロジェクト』が最優秀レジリエンス賞（まちづくり・コミュニティ）を受賞しました。

新築請負事業

戸建住宅では、政府が平成32年までに標準的な新築住宅で実現を目指す一次エネルギー収支ゼロ（Z E H）を、2年前倒しでの実現に向け、Z E Hを超えるエコ性能を備えた『ゼロエコ』仕様の拡販に努めました。この仕様では、パナソニックグループの先進技術（①「太陽光+蓄電システム」②「家まるごと断熱+エコナビ搭載換気システム H E P A +（プラス）」③「スマート H E M S + プライベート・ビエラ」）を採用し、高い環境性能と経済性を両立しています。特に平成28年3月には、「エコナビ搭載換気システム H E P A +（プラス）」におけるPM2.5の除去性能について、屋外に比べて室内濃度を5%～16%に低減できることを慶應義塾大学 医学部 井上教授との共同研究で日本で初めて※1実証し、高い空気浄化機能が明らかとなりました。また、女性視点の暮らし研究をふまえ『トキメキフェア』を開催し、「家事楽」「綺麗」「上質感」のある暮らし提案を推進しました。

7階建まで対応可能な多層階住宅では、着工から完工まで短工期で、高い施工品質かつ安定した建設コストの優れた耐震性能を持つ『Vieuno（ビューノ）』の拡販に努めました。平成27年4月には、都市部の土地活用の選択肢を拡げる店舗・事務所併用住宅『Vieuno PRO（ビューノ・プロ）』を発売し、事業用建物（非住宅）分野を強化しました。さらに、1階店舗、2階ビューノプラザ、3階賃貸住宅、4階以上は二世帯住宅といった都市型ライフスタイルを体感できる、日本初※2の6階建モデルハウスを新宿展示場内にオープンしました。また、『Vieuno（ビューノ）』の魅力を体感できるコンサルティング拠点として、「ビューノプラザ」を新たに5カ所開設して全国8拠点とし、接点拡大を図りました。

集合住宅では、住まいや暮らしにこだわりを持つ女性の視点から生まれた賃貸住宅コンセプト『ラシーネ』による新たな賃貸経営を提案し、体験できるモデルルームを全国各地へ展開しました。高齢者住宅では、パナソニックグループで土地情報、開発から施設運営まで一気通貫で事業推進できる、他社にない事業モデルを推進し、当社請負によるパナソニックのサービス付き高齢者向け住宅『エイジフリーハウス 川崎登戸』（神奈川県川崎市）、『エイジフリーケアセンター岐阜茜部』（岐阜県岐阜市）など東名阪で4棟が竣工しました。各地域では、医療・介護事業の様々な課題に応え最新情報を提供するセミナー・イベントを開催し、顧客接点強化に努めました。

※1：平成28年3月時点・パナホーム調べ

※2：平成27年4月時点・パナホーム調べ

街づくり事業

分譲土地・建物では、『Fujisawaサスティナブル・スマートタウン』（神奈川県藤沢市）をフラッグシップに、住まれる方の快適性、地域特性、環境に配慮した街づくりを推進しています。全国各地で分譲フェアを開催し拡販を図るとともに、分譲友の会を発足し、お客様との接点強化に努めました。また、今後の事業拡大に向けた新たな取り組みとして、今までパナホームが培ってきた住まいづくりに、木造ならではの間取りと外観、街づくりのノウハウを結集した、木造分譲「パークナードテラス」の販売を北海道札幌市と兵庫県三田市で開始しました。

マンションでは、「パークナード」ブランドを引き続き展開しました。国土交通省「住宅・建築物省CO₂先導事業」に採択され、先進のMEMS（マンション・エネルギー・マネジメント・システム）や災害時の備えに対応した『パークナード目黒カレン』（東京都目黒区）の販売が好調に推移しました。

ストック事業

リフォームでは、既築のパナホームだけではなく在来木造住宅やマンションを含めて、「価値を生む」リフォームを推進しています。平成27年4月よりパナホームリフォーム株式会社にパナソニックホームエンジニアリング株式会社の直営リフォーム部門を統合しました。各地区でパナホームリフォームプラザをオープンし、お客様との接点強化を図りました。また12月には、同社において、パナソニック株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施しました。平成28年4月より社名を「パナソニックリフォーム株式会社」に変更しました。あわせてブランドを「Panasonicリフォーム」で統一し、設計提案力や施工体制・アフターサービスのさらなる強化により、より快適な住空間の提供を目指します。

不動産流通では、集合住宅の新築物件と既築物件の賃貸管理受託戸数の拡大を図りました。また、「スムストック」の推進やパナソニック住宅流通サービス事業「R e a r i e（リアリエ）」との連携強化により、売買仲介件数増加に努めました。その他、奈良県の西大和ニュータウンにおいて国土交通省「平成27年度住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業」を展開しました。不動産流通とリフォームが連携し、住宅診断や空き家の利活用促進および子育て世代の転入促進など、街の活性化に取り組みました。

海外事業

台湾では、スケルトン建物からインフィル設計・施工、アフターサービスまでを行う一気通貫体制を構築しました。平成27年6月には、HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）による消費エネルギーの「見える化」を実現するスマートマンション『中山北路（ゾンサンペールー）』（台北市・平成29年6月竣工予定）の販売を開始しました。9月には、『羅斯福路（ロスフルー）』（台北市）が台湾の優良施工品質賞を受賞しました。マレーシアでは、パナホーム独自のASEAN地域向けW-PC構法（壁式プレキャストコンクリート）の「リンクハウス」型試作棟を建設しました。12月に現地ディベロッパーMKH社とのJV建設請負会社「パナホーム MKH マレーシア株式会社」を設立し、平成28年4月中旬にMKH社より販売する戸建住宅（約500戸）および、マンション（約300戸）の建設を開始します。また、シンガポールにASEAN地域全体の統括を目的とする「パナホーム アジアパシフィック株式会社」を平成27年4月に設立し、インドネシアとタイにおいて現地ディベロッパーとのJV組成に向け推進しました。

以上の結果、連結累計期間の経営成績につきましては、売上高は、新築請負（戸建・集合）およびリフォーム売上が堅調に推移したことにより、3,529億7千1百万円（前年同期比8.4%増）となりました。利益につきましては、増販益や粗利改善により、営業利益は158億5千1百万円（同24.2%増）、経常利益は158億6千6百万円（同22.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は100億5千3百万円（同25.7%増）となりました。

部門別受注高および売上高

部門区分	前年度繰越受注高	当年度受注高	当年度売上高	次年度繰越受注高
建築請負部門	160,541 ^{百万円}	274,997 ^{百万円}	261,178 ^{百万円}	186,721 ^{百万円}
不動産事業部門	4,301	84,901	77,867	11,479
住宅システム部材販売部門	10,714	14,269	13,925	7,988
合計	175,557	374,168	352,971	206,189

- (注) 1. 各部門区分の事業内容については、「(12) 主要な事業内容」に記載しております。
2. 当第1四半期に持分法適用関連会社から子会社に異動があったため、前期末受注残高+当期受注高-当期売上高は、当期受注残高に一致しません。

(2) 設備投資の状況

当年度は、業務の標準化・平準化を推進するために必要なソフトウェア開発に10億3千1百万円、営業力強化・拡充を狙いとして、展示場・営業拠点の充実などに15億5千3百万円、新商品対応および生産能力向上を狙いとした生産設備効率化投資等に8億6千4百万円の投資を行いました。

上記の投資を中心に、当年度では全体で39億6千1百万円の投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当社の連結子会社でありますパナホーム リフォーム株式会社は、平成27年12月15日にパナソニック株式会社を割当先とする第三者割当増資により768株の新株を発行し、192億円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 環境への取り組み

当社は、住宅に対する環境性能の向上と街づくりやリフォーム事業における環境配慮を考え、それらに関わる全てのプロセスで、居住段階を含めたCO₂削減および資源の有効活用等の環境負荷低減に取り組んでいます。

具体的には、現在の地球環境の状況を鑑み、エネルギー収支ゼロを超えるエコ性能を備えた『ゼロエコ』を進化させるとともに、健康的で快適なくらしの実現に向けて、空気の質にこだわり、屋外の空気を浄化して室内へ取り込む「美しい空気と、くらす家」を追求しました。外気に含まれるPM2.5の室内への侵入を防ぐとともに、建物本体を構成する材料、接着剤等から揮発する化学物質を抑制し、室内空気のVOCとTVOCの濃度を国際的な基準以下に低減することで、世界で初めて※「住宅向けグリーンガード認証」（認証機関：米国の第三者認証科学機関UL社）を取得しました。

事業活動では環境負荷の削減目標と計画を設定し、家づくりのプロセス（サプライチェーンの一部を含む）からのCO₂や産業廃棄物の排出量を把握・管理しています。当社の事業は多くの資源を使用し、廃棄物を排出するため、特に新築施工現場から排出される廃棄物の削減活動に、全社を挙げて注力しました。

当社は、従来から品質管理と環境管理の仕組みにISO規格を活用してまいりましたが、この度、ISO9001/14001規格が2015年版に改正されたことにいち早く対応し、平成28年2月に移行対応の認証を取得しました。さらに大阪府、豊中市などと締結した「おおさか生物多様性パートナー協定」の活動として、本社ビル敷地内のビオトープやショールーム（住まいとくらしの情報館・千里）での近隣小学校の環境教育の取り組みが、「第9回キッズデザイン大賞」（子どもの未来デザイン・学び・理解力部門）を受賞、「生物多様性アクション大賞」、「日本自然保護大賞」において、それぞれ入賞・入選しました。

今後も、全ての事業活動においての環境性能の向上と環境活動の拡大を図るとともに、環境負荷を低減することで、“顧客満足”と“企業信頼”の最大化を実現し、高品質な住まいと地球環境の保護に貢献するスマートなくらしを提供してまいります。

※：平成28年3月時点・パナホーム調べ

(9) 対処すべき課題

新設住宅着工戸数は、短期的には税制改正等による一時的な増減はあるものの、人口減少や住宅ストックが世帯数を上回るといふ家余りの状態から、総数としては長期的に漸減すると思われまふ。

しかしながら、安全・安心で環境や節電に配慮したエネルギーマネジメントシステムによる省エネ性・利便性の高いくらしと空気質にこだわり健康に配慮したスマート&ウェルネス住宅、敷地の有効活用が求められる都市部向け多層階住宅、量の確保が求められる高齢者向け住宅、そして地域環境や街並みに配慮したタウンマネジメントを備えたスマートシティは、今まで以上に市場から求められております。また、ストック市場では、良質な住宅を長期間にわたり循環利用しようとする政府誘導策もあり、リフォームや住宅流通分野の着実な成長が見込まれます。

一方、国内の新築住宅市場が縮小傾向にあるなか、安定的な成長のためには海外の需要を取り込むことも必要となつてきております。

以上の環境認識から、中期的な経営戦略としましては、お客様のライフステージすべてを事業領域と定め、様々な需要や生活者の関心を商機と捉え、新築請負事業、街づくり事業、ストック事業、海外事業の4つの事業分野を経営の軸に据え、成長戦略を推進してまいります。

新築請負事業としましては、戸建住宅では、業界トップクラスの環境性能・省エネ性能を備えた主力商品NEW『カサート』を展開してまいります。あわせて、業界トップクラスの「60年長期保証延長システム」を新たに導入し、新築後の末長い安心と満足を育む生涯おつきあいのサービス品質を向上させてまいります。

都市部市場への対応として、工業化住宅で初の7階建まで建築できる都市型多層階住宅『Vieuno(ビューノ)』で、相続税対策をお考えの方への二世帯同居や賃貸併用に加え、店舗など非住居用途への対応を強化してまいります。また、主要都市にコンサルティング拠点として、「ビューノプラザ」を展開し多層階住宅のさらなる拡販を図ってまいります。

集合住宅では、都市部を中心に女性の視点や感性に応える賃貸住宅コンセプト『ラシーネ』の販売を強化するためモデルルームでの体感型の販売を展開してまいります。また、地方中核都市においても、3階建賃貸住宅『Le - stagemaison F I C A S A 3 (レストージメゾン フィカーサスリー)』の販売を強化し、賃貸住宅の拡販を図ってまいります。高齢者住宅では、パナソニックの介護事業関連のエイジフリー事業と連携を強化することで医療・介護事業者様および土地オーナー様への販売を強化し、グループとしてのシナジー効果を最大限発揮してまいります。

街づくり事業としましては、『Fujisawaサスティナブル・スマートタウン』や『Tsunashimaサスティナブル・スマートタウン』をフラッグシップとし、50～100戸規模の「パナホーム スマートシティ」を全国各地で展開するとともに、都市近郊エリアでは、木造分譲住宅で新たな市場を開拓してまいります。マンションで

は、東名阪を中心とした都市部において、スマートマンション「パークナード」の販売を進めてまいります。また、分譲事業の安定的な拡大に向けてパナソニックグループの遊休地の活用など優良な事業用地の確保を推進してまいります。

ストック事業としましては、リフォームでは、平成28年4月より、パナソニックとパナホームのリフォームにおけるブランドを「Panasonicリフォーム」に統一、店舗展開や人材の増強で成長基盤を確立し、リフォーム事業の拡大を目指してまいります。

不動産流通につきましては、賃貸管理戸数の拡大を図る一方、売買仲介についても、パナソニック情報サイト「ReaRie(リアリエ)」との連携で住み替えリフォーム需要の取り込みをしてまいります。また、まち再生事業として、西大和ニュータウン（奈良県北葛城郡河合町）において、居住誘致や既存住宅の活性・流通を促進してまいります。

海外事業としましては、台湾では、マンションの建築請負が軌道に乗るなか、事業領域を拡大するため、ディベロップメント事業への展開を推進してまいります。マレーシアでは、マンション建設に加え、工期が短く断熱・換気の快適性能・防水性に優れたW-PC構法の住宅を展開し、中間所得層向けの一般住宅の販売を強化するとともに、パナソニックの総合力を活かした現地ディベロッパーと連携しスマートシティの事業化を推進してまいります。また、海外拠点をASEAN地域へも拡大し、さらに事業を加速するため、シンガポールに設立した統括会社パナホームアジアパシフィック株式会社を核に現地ディベロッパーと連携した地域主導型の受注・建設体制の構築を推進します。

経営体質を強化する取り組みとしましては、部材原価のコストダウンを重点的に推進するとともに、チーム営業による受注生産性の向上、完工平準化の推進でSCM（サプライ・チェーン・マネジメント）全体での業務効率化と標準化による固定費の削減を推進します。また、当社の強みを訴求する原点に立ち返った価値営業の推進により契約粗利率の向上や、建築現場のロスを徹底的に排除する合理化の推進により完工粗利率の向上を図ってまいります。これらの取り組みにより、パナホームブランドにふさわしい品質の確立やCS向上を推進してまいります。

これら消費税増税後を見据えた成長戦略と経営体質強化策を着実に実践するとともに、経営の透明性と健全性を確保し、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当年度)
受 注 高 (百万円)	311,238	349,163	314,413	374,168
売 上 高 (百万円)	289,402	324,458	325,622	352,971
経 常 利 益 (百万円)	11,613	14,834	13,003	15,866
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益 (百万円)	7,331	8,925	7,995	10,053
1株当たり 当期純利益 (円)	43.64	53.13	47.60	59.86
総 資 産 (百万円)	221,786	245,861	246,747	277,327
純 資 産 (百万円)	127,540	129,080	135,165	159,286
1株当たり 純 資 産 (円)	758.03	767.28	803.60	884.26

(11) 重要な親会社および子会社等の状況

① 親会社との関係

(平成28年3月31日現在)

会 社 名	資本金	当社に対する 議決権比率	当社との関係
パナソニック株式会社	258,740	54.5%	・製品および原材料等の購入 ・グループファイナンスによる 資金の寄託、等

② 親会社等との間の取引に関する事項

親会社であるパナソニック株式会社から製品および原材料等の仕入を行っておりますが、購入価格については、市場価格を勘案した一般取引と同様の条件によっております。また、グループファイナンスによる資金の寄託に係る金利については、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

これらのことから、当社取締役会は、独自の経営判断で事業活動、経営上の決定を行っており、一定の独立性が確保されているものと考え、親会社との間の取引に際し、当社の利益が害されていないものと判断しております。

③ 重要な子会社および関連会社の状況

(平成28年3月31日現在)

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(子会社)	百万円	%	
株式会社パナホーム北九州	80	100.0	} パナホームの施工・販売
株式会社パナホーム東海	60	100.0	
株式会社パナホーム多摩	40	100.0	
株式会社パナホーム和歌山	40	100.0	
株式会社パナホーム大分	40	100.0	
埼玉西パナホーム株式会社	30	100.0	
神奈川西パナホーム株式会社	20	100.0	
株式会社パナホーム滋賀	30	93.8	
株式会社パナホーム北関東	34	88.2	
パナホーム リフォーム株式会社	9,640	51.0	リフォーム工事の請負・設計・施工管理・アフターサービス業務
パナホーム不動産株式会社	50	100.0	不動産の仲介・賃貸管理
株式会社 ナ テ ッ ク ス	300	100.0	外構・造園工事の設計・施工および監理
台湾松下營造股份有限公司	千台湾ドル 530,000	100.0	戸建住宅・マンションの建設請負、内装工事の請負
PANAHOME ASIA PACIFIC PTE,LTD.	千シンガポールドル 1,114	100.0	} 戸建住宅・マンションの建設請負
PANAHOME MALAYSIA SDN.BHD.	千マレーシアリンギット 14,130	100.0	
PANAHOME MKH MALAYSIA SDN.BHD.	千マレーシアリンギット 5,000	51.0	

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
(関連会社)			} パナホームの施工・販売
株式会社パナホーム愛岐	40	50.0	
株式会社パナホーム兵庫	99	48.0	
株式会社パナホーム静岡	50	48.0	
京都パナホーム株式会社	97	45.0	
株式会社松栄パナホーム熊本	30	40.0	

(注) パナホーム リフォーム株式会社は、平成28年4月1日付で商号をパナソニック リフォーム株式会社に変更しております。

(12) 主要な事業内容

(平成28年3月31日現在)

建築請負部門	戸建住宅・賃貸集合住宅などの建築工事、リフォーム工事の請負および施工
不動産事業部門	分譲用土地・建物およびマンションの販売、不動産の仲介・賃貸管理
住宅システム部材販売部門	工業化住宅「パナホーム」のシステム部材の製造および販売

(13) 主要な営業所および工場

(平成28年3月31日現在)

当 社 本 社	大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号
営 業 拠 点	
[北海道・東北地区]	当社 東北・北海道支社、福島支社
[関 東 地 区]	当社 茨城支社、埼玉支社、千葉支社、東京東支社、東京支社、 東日本環境開発支社、都市開発支社、神奈川支社、新潟支社 (株)パナホームセキショウ、(株)パナホーム北関東、埼玉西パナホーム(株)、 (株)パナホーム多摩、神奈川西パナホーム(株)、(株)パナホーム山梨、 (株)ナテックス (本店)、プレミアート・デザイン・オフィス(株) (本店)
[中 部 地 区]	当社 北陸支社、岐阜支社、愛知東支社、愛知支社、三重支社 (株)パナホーム東海、(株)パナホーム長野中央、(株)パナホーム愛岐、 (株)パナホーム静岡、(株)パナホーム知多
[近 畿 地 区]	当社 大阪支社、西日本環境開発支社、大阪南支社、神戸支社、奈良支社 (株)パナホーム伊賀、(株)パナホーム滋賀、京都パナホーム(株)、 (株)パナホーム兵庫、(株)パナホーム和歌山、パナホーム不動産(株) (本店) パナホーム リフォーム(株) (本店)
[中 四 国 地 区]	当社 岡山支社、福山支社、広島支社、山口支社、香川支社、 愛媛支社
[九 州 地 区]	当社 九州支社、沖縄支社 (株)パナホーム北九州、(株)パナホーム長崎、(株)松栄パナホーム熊本、 (株)パナホーム大分
製 造 拠 点	当社 本社工場 (滋賀県東近江市)、 筑波工場 (茨城県つくばみらい市)
海 外 拠 点	台湾松下營造股份有限公司 (台湾)、 PANAHOME ASIA PACIFIC PTE,LTD. (シンガポール)、 PANAHOME MALAYSIA SDN.BHD. (マレーシア)、 PANAHOME MKH MALAYSIA SDN.BHD. (マレーシア)
研 究 所	当社 住宅・技術研究所 (大阪府豊中市)

(注) パナホーム リフォーム株式会社は、平成28年4月1日付で商号をパナソニック リフォーム株式会社に変更しております。

(14) 従業員の状況

① 企業集団の状況

(平成28年3月31日現在)

従業員数	前年度末比増減
5,984名 (673名)	598名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員等）は年間の平均人員を（）外数で記載しております。

② 当社の状況

(平成28年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,928名 (415名)	12名増	42歳6月	18年9月

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、出向者（590名）を除いて記載しております。
2. 臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員等）は年間の平均人員を（）外数で記載しております。

(15) 主要な借入先

当社の連結子会社であります PANAHOME MALAYSIA SDN.BHD.における事業資金の借入を計上しております。

(平成28年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	480百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 596,409,000株
- (2) 発行済株式の総数 168,563,533株（自己株式612,410株を含む。）
- (3) 株主数 8,455名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
パナソニック株式会社	91,036	54.20
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-SSD00	3,986	2.37
パナホーム社員持株会	3,147	1.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,102	1.85
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	2,408	1.43
株式会社三井住友銀行	2,358	1.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,145	1.28
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	2,027	1.21
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,987	1.18
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,792	1.07

（注）持株比率は、自己株式数（612,410株）を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況

(平成28年3月31日現在)

氏名	地位	役位、担当、重要な兼職の状況
藤井 康照	※ 取締役社長	
畠山 誠	※ 取締役	副社長執行役員 街づくり・海外事業担当、街づくり事業本部長
中田 充彦	取締役	専務執行役員 ストック事業本部長、 パナホームリフォーム株式会社 代表取締役社長
本郷 淳	取締役	常務執行役員 人事・総務・法務担当
濱谷 英世	取締役	常務執行役員 近畿営業本部長、法人営業担当
松下 龍二	取締役	執行役員 戸建・資産活用事業本部長
渡部 伸一	取締役	執行役員 経営企画・管理担当
一條 和生	取締役	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 研究科長 教授 IMD (国際経営開発研究所) 兼任教授 株式会社電通国際情報サービス 社外取締役 株式会社シマノ 社外取締役
北川 賀津雄	常任監査役 (常勤)	
有田 勝彦	監査役 (常勤)	
松田 繁三	監査役	松田法律事務所 事務所長 弁護士 株式会社EMシステムズ 社外監査役

- (注) 1. ※印は、代表取締役であります。
2. 取締役 一條 和生は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役 有田 勝彦および松田 繁三は、社外監査役であり、監査役 有田 勝彦は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 常任監査役 北川 賀津雄は、当社の常務執行役員 経営管理担当の経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 有田 勝彦は、長年にわたり公認会計士として会計監査業務に従事するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は執行役員制度を導入しており、取締役 畠山 誠、中田 充彦、本郷 淳、濱谷 英世、松下 龍二および渡部 伸一は執行役員を兼務しております。
7. パナホーム リフォーム株式会社は、平成28年4月1日付で商号をパナソニック リフォーム株式会社に変更しております。
8. 当年度中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。

(就任)

平成27年6月24日開催の第58回定時株主総会において、新たに一條 和生は取締役に、北川 賀津雄は監査役に、それぞれ選任され就任いたしました。

平成27年6月24日開催の取締役会において、藤井 康熙は代表取締役社長に、畠山 誠は代表取締役に、それぞれ選定され就任いたしました。

(退任)

平成27年6月24日開催の第58回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により山田 富治、北川 賀津雄は取締役を、鶴田 芳文は監査役を、それぞれ退任いたしました。

9. 平成28年1月1日付をもって、次のとおり取締役の担当を変更しました。

氏 名	新	旧
畠 山 誠	街づくり・海外事業担当、 街づくり事業本部長	街づくり事業本部長

10. 平成28年4月1日付をもって、取締役および監査役等の体制は次のとおりとなりました。

(1) 取締役および監査役

氏 名	地 位	役位、担当、重要な兼職の状況
藤 井 康 照	※ 取締役社長	
畠 山 誠	※ 取 締 役	副社長執行役員 街づくり・海外事業担当、街づくり事業本部長
中 田 充 彦	取 締 役	副社長執行役員 ストック事業本部長、 パナソニック リフォーム株式会社 取締役
本 郷 淳	取 締 役	専務執行役員 人事・総務・法務担当、情報担当
濱 谷 英 世	取 締 役	常務執行役員 近畿営業本部長、法人営業担当
渡 部 伸 一	取 締 役	常務執行役員 経営企画・管理担当
松 下 龍 二	取 締 役	
一 條 和 生	取 締 役	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 研究科長 教授 IMD (国際経営開発研究所) 兼任教授 株式会社電通国際情報サービス 社外取締役 株式会社シマノ 社外取締役

氏 名	地 位	役位、担当、重要な兼職の状況
北 川 賀津雄	常任監査役 (常 勤)	松田法律事務所 事務所長 弁護士 株式会社EMシステムズ 社外監査役
有 田 勝 彦	監 査 役 (常 勤)	
松 田 繁 三	監 査 役	

※印は、代表取締役であります。また、当社は執行役員制度を導入しており、取締役 畠山 誠、中田 充彦、本郷 淳、濱谷 英世および渡部 伸一は執行役員を兼務しております。

(2) 執行役員（取締役兼務者を除く。）

氏 名	役位、担当、重要な兼職の状況
寺 西 信 彦	副社長執行役員 戸建・資産活用事業本部長、住宅設備開発担当
平 澤 博 士	専務執行役員 多層階事業本部長
平 生 卓	専務執行役員 生産・調達・物流担当
高 橋 健 一	常務執行役員 関東・東北営業本部長
永 田 博 彦	執行役員 渉外担当
酒 田 陵 二	執行役員 技術担当、建設法令順守担当
細 谷 昭 弘	執行役員 東京営業本部長
武 林 良 行	執行役員 中部営業本部長
櫻 井 順	執行役員 株式会社パナホーム北関東 代表取締役社長
小 山 健 二	執行役員 海外事業本部長
松 岡 義 文	執行役員 設計担当

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 報酬等の決定に関する方針

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。

取締役の報酬については、経営業績に対する貢献度を報酬に連動させるため、担当する部門の事業計画達成度合いに応じた評価を、各人の支給額に反映させております。株主利益に立脚した評価の徹底を通じ、当社グループ全体の長期継続的な成長性、ならびに企業価値の向上を図っております。

② 取締役および監査役の報酬等の額

	取締役		監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
株主総会決議に基づく報酬 (うち社外役員)	名 10 (1)	百万円 219 (10)	名 4 (2)	百万円 38 (17)	名 14 (3)	百万円 258 (28)
計		219		38		258

- (注) 1. 平成18年6月29日開催の第49回定時株主総会において、取締役報酬は年額230百万円以内、監査役報酬は年額73百万円以内と決議されております。
2. 上記には、平成27年6月24日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職内容
社外取締役	一條 和生	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 IMD (国際経営開発研究所) 株式会社電通国際情報サービス 株式会社シマン	研究科長 教授 兼任教授 社外取締役 社外取締役
社外監査役	有田 勝彦	該当事項はありません。	—
	松田 繁三	松田法律事務所 株式会社EMシステムズ	事務所長 弁護士 社外監査役

(注) 当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	一條 和生	平成27年6月24日に就任後、10回開催された取締役会に全回出席し、国際企業戦略およびグローバルマーケティングに関する幅広い知見に基づく発言を適宜行いました。
社外監査役	有田 勝彦	12回開催された取締役会に全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、13回開催された監査役会に全回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。
	松田 繁三	12回開催された取締役会に全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、13回開催された監査役会に全回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

④ 当社または特定関係事業者との関係

社外監査役 松田 繁三は、当社の特定関係事業者であるパナソニック株式会社の使用人（事業場長）の実兄であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	37百万円
当社および当社子会社が支払うべき報酬等の合計額	44百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく監査報酬額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っており、その内容は、国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導業務であります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意によって当該会計監査人を解任することがあります。この解任を行った場合、監査役会が選定した監査役は、当該解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障を来たす事由が生じたことと認められる場合または当社に監査契約を継続できない合理的な事由が生じた場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社が取締役会で決定した内部統制システムの整備に関する基本方針および当社における運用状況は、次のとおりであります。なお、平成27年10月28日開催の取締役会において、この基本方針を一部改定することを決定しました。

① 取締役の職務執行の適法性を確保するための体制

コンプライアンス意識の徹底を図るとともに、効果的なガバナンス体制およびモニタリング体制を整えることによって、取締役の職務執行の適法性を確保する。

(運用状況)

- ア. 「パナソニックグループ行動基準」や「役員倫理規準」等の社内規程を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するように徹底している。また、取締役就任時には、その役割・責務を果たすうえで必要な知識を習得する機会を提供し、就任期間中も、適宜社外の有識者による経営やコンプライアンスに関する講演等、取締役が必要な知識を習得する機会を提供している。
- イ. 社外取締役を選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役からの発言が積極的に行われる機会を設け、監督機能を強化していく。
- ウ. 監査役および監査役会による監査等を実施している。

② 取締役の職務執行に関する情報の保存と管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報は、法令および社内規程に基づき、適切に保存と管理を行う。

(運用状況)

取締役会議事録は、取締役会ごとに作成され、取締役会事務局により、永久保存している。また、決裁願は、社長決裁願取扱業務規程に基づいて保存している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する規程を制定し、事業経営に影響を与えるリスクを洗い出し、重要リスクを特定する。各重要リスクについて対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、継続的改善を図る。

(運用状況)

「リスクマネジメント基本規程」に従って、「リスクマネジメント委員会」を中心に、リスク情報を一元的・網羅的に収集・評価して、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図っている。

④ 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

意思決定の迅速化を図るとともに、事業計画等の策定によって経営目標を明確化し、その達成状況を検証することによって、取締役の職務執行の効率性を確保する。

(運用状況)

- ア. 意思決定手続きの明確化、社長決裁規程の運用、取締役と執行役員の役割分担、担当役員・中央部長への権限委譲、経営上重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達のためのITシステムの整備等により、意思決定の迅速化を図っている。
- イ. 中期計画、事業計画等を策定し、月次決算において達成状況を確認・検証のうえ、その対策を立案・実行している。

⑤ 使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

コンプライアンスに対する方針の明示によって、使用人のコンプライアンス意識の向上を図る。また、効果的なモニタリング体制を整えることによって、使用人の職務執行の適法性を確保する。

(運用状況)

- ア. 「パナソニックグループ行動基準」等の社内規程の策定や「コンプライアンス月間」の全社取り組み、階層別研修・eラーニングをはじめとする各種の啓発活動を行っている。
- イ. 内部監査・建設法令監査・情報セキュリティ監査等の実施、各種ホットラインの運用等を通じて不正行為の早期発見に努めている。
- ウ. 反社会的勢力に対しては、企業行動委員会（反社会的勢力との関係根絶の取り組みを推進する組織）による組織対応を行うとともに、不当要求防止責任者を配置し、一切の関係遮断を図っている。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の自主責任経営を尊重しつつも、当社グループとしての業務の適正性を確保するために、グループ会社に対して当社の経営方針・経営理念および内部統制システムの整備に関する基本方針を徹底し、当社への報告体制を整備する。

(運用状況)

- ア. 「パナソニックグループ行動基準」の運用、グループ横断的な職能規程の策定、グループ会社への取締役および監査役の派遣・株主権の行使、グループ会社との事前協議基準の運用、内部監査部門等による監査の実施、経営方針発表による目標の共有化および通達等により、当社の内部統制システムの基本方針をグループ会社に徹底するとともに、グループ会社との間で適切な情報伝達等を行っている。

イ. 上記各体制のもとで当社グループの業務の適正性を確保することにより、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についても適切な対応を行っている。

⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、取締役から独立した組織を設ける。

(運用状況)

専任の監査役スタッフが所属する監査役室を監査役会の直轄下に設置し、執行部門の組織から分離させている。監査役スタッフには監査役の要求する適切な能力、知見を有する人材を配置している。

⑧ 監査役職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフは社内規程に従うが、監査役スタッフへの指揮命令権は各監査役に属するものとし、人事事項については監査役と事前協議を行うものとする。

(運用状況)

- ア. 各監査役が、監査役スタッフへの指揮命令を行い、監査役スタッフは、それに従って監査役の補助を行っている。
- イ. 監査役スタッフの異動、処遇等の人事事項は、監査役と事前協議のうえ実施している。

⑨ 当社および子会社の取締役および使用人等が当社監査役に報告をするための体制

当社およびグループ会社の取締役および使用人等が監査役に対して適切に報告する機会と体制を確保する。

(運用状況)

- ア. 当社およびグループ会社の取締役および使用人等が、監査役主催の定例報告会等において、業務の運営や課題等について報告するとともに、特に重要な事項についてはその都度報告を行っている。
- イ. 会社の意思決定事項については、重要会議に監査役の出席を要請して適宜報告するとともに、決裁事項は電子決裁システムによりすべて閲覧可能な状態にしている。
- ウ. 「監査役通報システム」によって、会計および監査における不正や懸念事項について、当社およびグループ会社の使用人等が直接、当社の監査役会に通報する体制を構築している。

⑩ 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社およびグループ会社の使用人等が監査役に報告する機会と体制の確保にあたり、報告を行った使用人等が報告を理由として不利な取扱いを受けないようにする。

(運用状況)

報告者に対し報告を理由とした不利な取扱いが行われないよう、関連部門に要請している。また、「社内通報規程」に従って、「監査役通報システム」において、匿名での通報を認めるとともに、通報したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止している。

⑪ 監査役職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針

監査の実効性を確保するため、監査役職務執行について生ずる費用の予算を毎年計上し、計上外で拠出する費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還する。

(運用状況)

- ア. 「監査役監査基準」に従い、監査の実効性を確保するために、監査役職務の執行上必要と見込まれる費用についてあらかじめ予算を計上している。
- イ. 緊急または臨時に拠出した費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還している。
- ウ. 監査役は監査費用の支出にあたってその効率性および適正性に留意している。

⑫ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

監査役が毎年策定する監査計画に従い、グループとして会計監査人、内部監査部門との相互連携等を含む実効性ある監査を実施できる体制を整える。

(運用状況)

- ア. 当社グループ監査役との連携を図るために、当社常任監査役が議長を務める「パナホームグループ監査役会議」を設置し運用している。
- イ. 各部門・事業所および子会社・関連会社においては監査役往査に協力するとともに、内部監査部門も定例報告会等で適宜報告するなど、監査役と連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力している。
- ウ. 代表取締役と監査役は定期的におよび必要に応じて、意見交換を行っている。また、各部門は監査役による国内外の事業場往査に協力し、内部監査部門も監査役に適宜報告するなど、監査役と連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力している。
- エ. 会計監査人による監査計画策定、四半期レビュー、期末監査の際に、監査役と会計監査人は定期的に会合を持ち、説明・報告等を受けるとともに、必要に応じて意見交換を行っている。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、創業以来一貫して株主の皆様の利益を最も重要な政策のひとつとして考えて経営にあたってまいりました。この基本的な考えのもと、配当につきましては、安定配当を基本とし、事業基盤の強化、経営状況・財務状況等を総合的に勘案した株主還元策を進めてまいりました。

上記の方針に基づき、当年度につきましては、中間配当として10円を実施しており、期末配当10円と合計で1株当たり20円の年間配当とさせていただきます。

なお、次期の配当方針につきましては、利益を伴った成長を実現していく過程で、株主からの投下資本に対するリターンの見地から連結業績に応じた利益配分を基本とし、連結配当性向30～40%を目安に安定的かつ継続的な配当成長を目指すことといたします。

連結貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	215,139	流動負債	98,901
現金預金	22,838	支払手形・工事未払金等	47,546
受取手形・完成工事未収入金等	6,765	短期借入金	480
未成工事支出金	6,474	リース債務	30
販売用不動産	68,912	未払法人税等	3,410
商品及び製品	1,079	未成工事受入金	24,949
仕掛品	62	賞与引当金	3,467
原材料及び貯蔵品	195	完成工事補償引当金	1,258
関係会社預け金	103,000	売上割戻引当金	4
繰延税金資産	2,523	その他	17,753
その他	3,310	固定負債	19,140
貸倒引当金	△22	リース債務	26
固定資産	62,188	再評価に係る繰延税金負債	1,481
有形固定資産	38,861	退職給付に係る負債	8,271
建物及び構築物	14,628	資産除去債務	707
機械装置及び運搬具	2,871	その他	8,653
土地	20,594	負債合計	118,041
リース資産	52	(純資産の部)	
建設仮勘定	283	株主資本	160,289
その他	430	資本金	28,375
無形固定資産	3,704	資本剰余金	41,071
投資その他の資産	19,621	利益剰余金	91,199
投資有価証券	7,138	自己株式	△357
長期貸付金	1,779	その他の包括利益累計額	△11,799
退職給付に係る資産	4,300	その他有価証券評価差額金	231
繰延税金資産	2,591	土地再評価差額金	△6,129
その他	4,146	為替換算調整勘定	△80
貸倒引当金	△335	退職給付に係る調整累計額	△5,821
資産合計	277,327	非支配株主持分	10,796
		純資産合計	159,286
		負債・純資産合計	277,327

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	352,971
売上原価	271,485
売上総利益	81,486
販売費及び一般管理費	65,634
営業利益	15,851
営業外収益	597
(受取利息)	(244)
(受取配当金)	(26)
(その他の営業外収益)	(326)
営業外費用	581
(支払利息)	(69)
(持分法による投資損失)	(10)
(株式交付費)	(101)
(遅延損害金)	(92)
(契約解約損)	(61)
(その他の営業外費用)	(245)
経常利益	15,866
特別利益	367
(固定資産売却益)	(2)
(投資有価証券売却益)	(71)
(負のれん発生益)	(228)
(収用補償金)	(65)
特別損失	409
(固定資産除売却損)	(108)
(減損損失)	(10)
(段階取得に係る差損)	(250)
(社名変更費用)	(39)
税金等調整前当期純利益	15,825
法人税、住民税及び事業税	5,215
法人税等調整額	424
当期純利益	10,185
非支配株主に帰属する当期純利益	132
親会社株主に帰属する当期純利益	10,053

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	28,375	31,985	84,578	△332	144,607
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,359		△3,359
親会社株主に帰属する 当期純利益			10,053		10,053
土地再評価差額金の取崩			△72		△72
自己株式の取得				△30	△30
自己株式の処分		2		5	7
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		11			11
連結子会社の増資による 持分の増減		9,071			9,071
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	9,085	6,621	△25	15,681
平成28年3月31日残高	28,375	41,071	91,199	△357	160,289

	その他の包括利益累計額					非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
平成27年4月1日残高	401	△6,280	50	△3,812	△9,641	199	135,165
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△3,359
親会社株主に帰属する 当期純利益							10,053
土地再評価差額金の取崩							△72
自己株式の取得							△30
自己株式の処分							7
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							11
連結子会社の増資による 持分の増減							9,071
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△169	151	△130	△2,008	△2,157	10,596	8,438
連結会計年度中の変動額合計	△169	151	△130	△2,008	△2,157	10,596	24,120
平成28年3月31日残高	231	△6,129	△80	△5,821	△11,799	10,796	159,286

貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	188,419	流動負債	105,431
現金預金	5,491	支払手形	1
完成工事未収入金	828	工事未払金	15,563
売掛金	2,499	買掛金	22,726
未成工事支出金	4,868	リース負債	4
分譲用建物	11,883	未払金	5,260
分譲用土地	53,309	未払消費税	1,754
商品及び製成品	1,091	未払法人税等	2,635
仕掛品	62	未払消費税	3,055
材料及び貯蔵品	160	未成工事収入金	19,567
前渡短期貸付金	1,447	賞与引当金	30,997
関係会社短期貸付金	400	完成工事補償引当金	2,576
関係会社預け金	103,000	売上戻引当金	1,091
前払費用	148	営業外電子記録債	9
繰延税金資産	1,881	固定負債	13,130
その引当金	1,405	リース負債	6
倒引当金	△58	繰延税金負債	465
固定資産	58,562	再評価に係る繰延税金負債	1,481
有形固定資産	35,411	退職給付引当金	6,208
建物	12,243	関係会社事業損失引当金	127
構築物	508	長期預り債	4,296
機械及び装置	2,776	資産除却債	544
車両運搬具	24	その他	1
工具、器具及び備品	323	負債合計	118,561
土地	19,247	(純資産の部)	
リース資産	10	株主資本	134,304
建設仮勘定	276	資本金	28,375
無形固定資産	3,574	資本剰余金	31,982
ソフトウェア	95	資本準備金	31,953
その他の資産	3,479	その他資本剰余金	28
投資その他の資産	19,575	利益剰余金	74,298
投資有価証券	623	利益準備金	4,188
関係会社株	4,159	その他利益剰余金	70,110
出資	9	固定資産圧縮積立金	90
長期貸付金	83	配当積立金	4,400
従業員長期貸付金	212	別途積立金	42,000
破産更生債権等	75	繰越利益剰余金	23,620
前払年金費用	11,084	自己株式	△352
長期預け金	2,781	評価・換算差額等	△5,884
その引当金	1,573	その他有価証券評価差額金	244
倒引当金	△244	土地再評価差額金	△6,129
投資損失引当金	△784	純資産合計	128,420
資産合計	246,982	負債・純資産合計	246,982

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	249,849
完成工事高	173,430
不動産事業売上高	44,610
住宅システム部材売上高	31,808
売上原価	190,231
完成工事原価	129,452
不動産事業売上原価	37,613
住宅システム部材売上原価	23,166
売上総利益	59,617
完成工事総利益	43,977
不動産事業総利益	6,997
住宅システム部材総利益	8,642
販売費及び一般管理費	47,177
営業利益	12,440
営業外収益	594
(受取利息)	(188)
(有価証券利息)	(2)
(受取配当金)	(106)
(受入リベ一ト)	(103)
(その他の営業外収益)	(193)
営業外費用	450
(支払利息)	(79)
(貸倒引当金繰入額)	(75)
(契約解約損)	(59)
(投資損失引当金繰入額)	(125)
(その他の営業外費用)	(110)
経常利益	12,584
特別利益	131
(固定資産売却益)	(2)
(投資有価証券売却益)	(64)
(収用補償金)	(65)
特別損失	541
(固定資産除売却損)	(99)
(関係会社株式評価損)	(432)
(減損損失)	(10)
税引前当期純利益	12,174
法人税、住民税及び事業税	4,085
法人税等調整額	249
当期純利益	7,839

株主資本等変動計算書

(平成27年 4月 1日から)
(平成28年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己 株式	株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金							
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計		
						固定資 産圧縮 積立金	配当 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金			
平成27年 4月 1日残高	28,375	31,953	28	31,982	4,188	106	4,400	42,000	19,195	69,890	△324	129,924
事業年度中の変動額												
剰余金の配当									△3,359	△3,359		△3,359
当期純利益									7,839	7,839		7,839
固定資産圧縮積立金の取崩						△16			16	-		-
土地再評価差額金の取崩									△72	△72		△72
自己株式の取得											△27	△27
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△16	-	-	4,424	4,407	△27	4,379
平成28年 3月31日残高	28,375	31,953	28	31,982	4,188	90	4,400	42,000	23,620	74,298	△352	134,304

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成27年 4月 1日残高	375	△6,280	△5,905	124,019
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△3,359
当期純利益				7,839
固定資産圧縮積立金の取崩				-
土地再評価差額金の取崩				△72
自己株式の取得				△27
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△130	151	20	20
事業年度中の変動額合計	△130	151	20	4,400
平成28年 3月31日残高	244	△6,129	△5,884	128,420

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年4月21日

パナホーム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 大西 康弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 博史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パナホーム株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。

監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。

また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パナホーム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年4月21日

パナホーム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 大西 康弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 博史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パナホーム株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。

監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。

また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針および監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、またその本社および主要な事業所を訪問し、質問等を行いました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および使用人等からも必要に応じてその構築および運用の状況について報告を受け、説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号口の判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年4月27日

パナホーム株式会社 監査役会

常任監査役(常 勤) 北 川 賀津雄 ㊟

監 査 役(常勤社外監査役) 有 田 勝 彦 ㊟

監 査 役(社外監査役) 松 田 繁 三 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役8名全員が本総会終結の時をもって任期満了となり、藤井康照氏がこれを機に退任いたします。

つきましては、コーポレート・ガバナンスの体制強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役9名の選任をお願いしようとするものであります。

候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	まつ した りゅう じ 松 下 龍 二 昭和39年1月9日	昭和61年4月 松下電工株式会社（現 パナソニック株式会社）に入社 平成14年9月 松下電工エイジフリーショップス株式会社（現 パナソニック エイジフリー株式会社）取締役に就任 平成17年10月 同 代表取締役専務に就任 平成22年4月 同 代表取締役社長に就任 平成24年1月 パナソニック株式会社 エコソリューションズ社 まるごとソリューションズ本部 ビジネスモデル企画グループマネージャー 平成25年4月 同 エコソリューションズ社 事業開発センター ビジネスインキュベーショングループマネージャー 平成26年4月 当社執行役員に就任 平成26年6月 同 取締役に就任、現在に至る 平成27年4月 同 戸建・資産活用事業本部長	10,000株
[取締役候補者とした理由] 松下龍二氏は、平成26年6月に当社取締役に就任。新規事業開発・事業経営を中心とした豊富な経営経験と幅広い知見に基づく強いリーダーシップにより、当社経営の意思決定と監督の遂行を期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	はたけ やま まこと 富山 誠 昭和32年10月17日	昭和55年4月 当社に入社 平成17年6月 同 執行役員に就任 平成21年6月 同 取締役就任 平成22年4月 同 常務執行役員に就任 平成24年4月 同 専務執行役員に就任 平成26年4月 同 街づくり事業本部長、現在に至る 平成26年6月 同 代表取締役就任、現在に至る 平成27年4月 同 副社長執行役員に就任、現在に至る 平成28年1月 同 街づくり・海外事業担当、現在に至る	16,000株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>富山 誠氏は、平成21年6月に当社取締役、平成26年6月より当社代表取締役に就任。営業部門および街づくり・海外事業部門を中心とした豊富な経験と幅広い知見に基づく強いリーダーシップにより経営全般に対する監督を適切に行っております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		
3	なか た みつ ひこ 中田 充彦 昭和32年6月28日	昭和55年4月 当社に入社 平成19年6月 同 執行役員に就任 平成23年4月 同 常務執行役員に就任 平成24年6月 同 取締役就任、現在に至る 平成25年4月 パナホーム リフォーム株式会社（現パナソニック リフォーム株式会社）代表取締役社長に就任 平成25年10月 当社ストック事業本部長、現在に至る 平成26年4月 同 専務執行役員に就任 平成28年4月 同 副社長執行役員に就任、現在に至る	6,000株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>中田充彦氏は、平成24年6月に当社取締役に就任。営業部門およびストック事業部門を中心とした豊富な経験と幅広い知見に基づく強いリーダーシップにより経営全般に対する監督を適切に行っております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	ほんごう あつし 本郷 淳 昭和35年3月31日	昭和59年4月 当社に入社 平成19年11月 同 人事部長 平成21年4月 同 執行役員に就任 同 人事・総務・法務担当、現在に至る 平成23年6月 同 取締役役に就任、現在に至る 平成26年4月 同 常務執行役員に就任 平成28年4月 同 専務執行役員に就任、現在に至る 同 情報担当、現在に至る	10,000株
		[取締役候補者とした理由] 本郷 淳氏は、平成23年6月に当社取締役役に就任。人事・総務・法務部門を中心とした豊富な経験と幅広い知見に基づく強いリーダーシップにより経営全般に対する監督を適切に行っております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
5	はま たに ひでよ 濱谷 英世 昭和34年11月15日	昭和57年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）に入社 平成22年4月 同 デジタルAVCマーケティング本部 法人営業グループマネージャー 平成24年4月 パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社 L E社 社長 平成26年4月 当社常務執行役員に就任、現在に至る 平成26年6月 同 取締役役に就任、現在に至る 平成27年4月 同 近畿営業本部長、法人営業担当、現在に至る	3,000株
		[取締役候補者とした理由] 濱谷英世氏は、平成26年6月に当社取締役役に就任。営業部門を中心とした豊富な経験と幅広い知見に基づく強いリーダーシップにより経営全般に対する監督を適切に行っております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
6	わた べ しん いち 渡 部 伸 一 昭和39年7月29日	昭和63年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）に入社 平成15年11月 杭州松下電化機器有限公司 総会計士 平成20年4月 松下電器産業株式会社 松下ホームアプライアンス社 ランドリービジネスユニット 経理グループ マネージャー 平成24年4月 同 本社経理グループ 事業管理室 参事 平成24年10月 同 コーポレート戦略本部 経理事業管理グループ 参事 平成26年6月 当社取締役役に就任、現在に至る 同 執行役員に就任 平成27年6月 同 経営企画・管理担当、現在に至る 平成28年4月 同 常務執行役員に就任、現在に至る	2,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>渡部伸一氏は、平成26年6月に当社取締役役に就任。経営企画・管理部門を中心とした豊富な経験と幅広い知見に基づく強いリーダーシップにより経営全般に対する監督を適切に行っております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
7	いち じょう かづ お 一 條 和 生 昭和33年10月13日	昭和63年4月 一橋大学 社会学部 専任講師 平成5年10月 同 社会学部 助教授 平成12年4月 一橋大学大学院 社会学研究科・国際企業戦略研究科 助教授 平成13年4月 同 教授 平成15年4月 IMD（国際経営開発研究所）兼任教授、現在に至る 平成19年4月 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授、現在に至る 平成26年4月 同 国際企業戦略研究科 研究科長、現在に至る 平成27年6月 当社取締役に就任、現在に至る [重要な兼職の状況] ・一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 研究科長 教授 ・IMD（国際経営開発研究所）兼任教授 ・株式会社電通国際情報サービス 社外取締役 ・株式会社シマノ 社外取締役	0株
[社外取締役候補者とした理由] 一條和生氏は、平成27年6月に当社取締役に就任。長年社会学の研究に携わっておられ、特に国際企業戦略および知識創造理論に基づいた企業変革に関する極めて高度な専門知識を有し、社会的見地からその知識・経験を当社経営全般に活かしていただくため、引き続き取締役として選任をお願いしようとするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者 番号	氏 年 月 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
8	※ 寺西信彦 <small>てらにし のが ひこ</small> 昭和三十四年八月二日	昭和57年4月 松下電工株式会社（現 パナソニック株式会社）に入社 平成17年4月 松下電工バス&ライフ株式会社 取締役 役に就任 平成19年5月 同 専務取締役に就任 平成20年7月 松下電工株式会社 住建マーケティング 本部 近畿住建営業部長 平成24年1月 パナソニック株式会社 エコソリューションズ社 マーケティング本部 住環境商品営業企画部長 平成26年4月 同 マーケティング本部 電材営業統括部長 平成28年4月 当社副社長執行役員に就任、現在に至る 同 戸建・資産活用事業本部長、住宅設備開発担当、現在に至る	10,000株
[取締役候補者とした理由] 寺西信彦氏は、営業企画・マーケティング部門を中心とした豊富な経験と幅広い知見に基づく強いリーダーシップを有し、当社経営者に相応しい人格を兼ね備えていると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	※ 寺川尚人 昭33年4月10日	昭和57年4月 ソニー株式会社に入社 平成11年4月 同 デジタルネットワークソリューション バイスプレジデント 兼 人事部統括部長 平成16年4月 同 パーソナルソリューションビジネスグループ事業推進部門長 平成18年6月 株式会社スタイリングライフ・ホールディングス 取締役役に就任 平成22年4月 マキシム・ド・パリ株式会社 代表取締役社長に就任 平成24年7月 株式会社ワールド 執行役員に就任 同 人事本部長 平成26年11月 テラ・マネジメント・デザイン株式会社 代表取締役社長に就任、現在に至る 平成27年11月 株式会社Indigo Blue 代表取締役社長に就任、現在に至る [重要な兼職の状況] ・株式会社Indigo Blue 代表取締役社長 ・テラ・マネジメント・デザイン株式会社 代表取締役社長	0株
[社外取締役候補者とした理由] 寺川尚人氏は、従来の枠組みにとらわれないことのない経営者としての豊富なキャリアと高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いしようとするものであります。			

- (注) 1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要
 一條和生氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。一條和生氏の再任をご承認いただいた場合、当社は、同氏との間の上記契約を継続する予定であります。また、寺川尚人氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間で上記と同内容の契約を締結する予定であります。
4. 一條和生氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 一條和生氏および寺川尚人氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に対し、一條和生氏は引き続き、また寺川尚人氏は新たに、それぞれ独立役員として届け出る予定であります。
6. 一條和生氏および寺川尚人氏は当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしております。

【ご参考】＜社外役員の独立性判断基準＞

当社における社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）が独立性を有すると判断するためには、以下の要件の全てに該当しないことが必要である。

1. 当社および当社の子会社（注1）（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者（注2）
2. 当社グループを主要な取引先とする者（注3）またはその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先（注4）またはその業務執行者
4. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接保有している者）またはその業務執行者および監査役
5. 当社と同一の親会社（注1）を有する他の会社の業務執行者および監査役
6. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接保有している者またはその業務執行者および監査役
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
8. 当社グループから役員報酬以外に、多額（注5）の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
9. 当社グループから多額（注5）の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
10. 当社グループから多額（注5）の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
11. 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役員、執行役員または支配人その他の使用人である者
12. 上記1.～11.に過去3年間において該当していた者
13. 上記1.～12.に該当する者が重要な者（注6）である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

- (注) 1. 親会社および子会社とは、財務諸表規則第8条第3項に規定するものをいう。
2. 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および使用人をいう。
3. 当社グループを主要な取引先とする者とは、年間1,200万円以上でかつ直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社グループから受けた者をいう。
4. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社グループに行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。
5. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,200万円以上、法人、組合等の団体の場合は、年間1,200万円以上でかつ当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
6. 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員および部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

【ご参考】 <コーポレート・ガバナンスに関する基本方針>

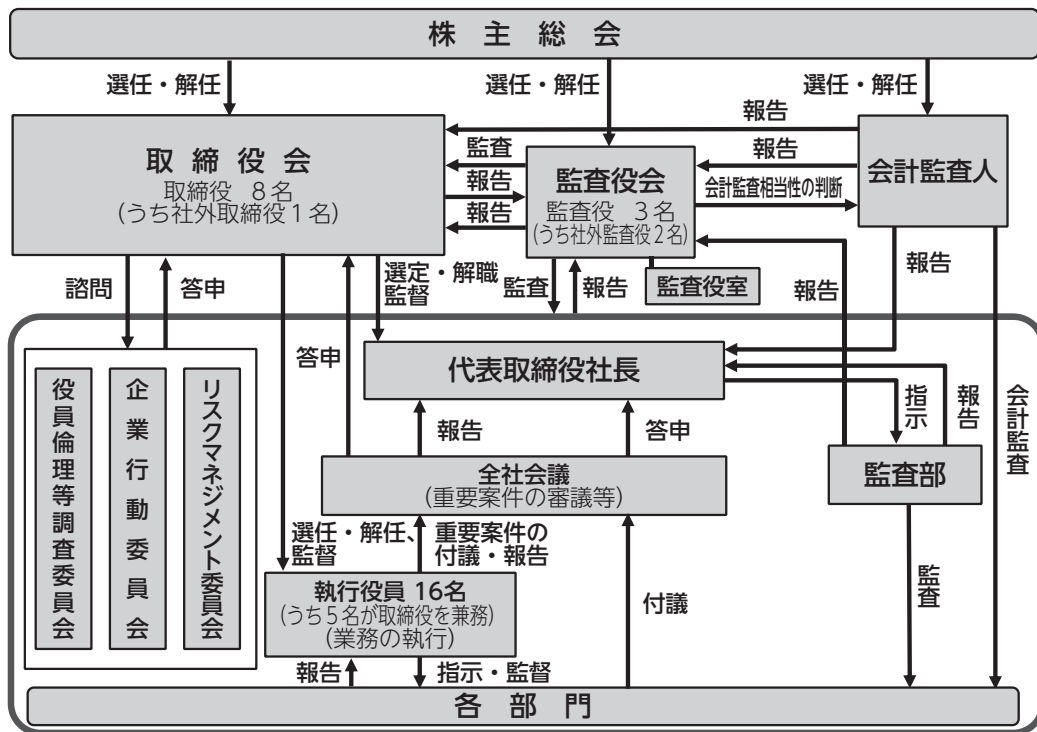
1. 基本的な考え方

当社は、創業以来、「事業活動を通じて、世界中の人々のくらしの向上と、社会の発展に貢献する」という経営理念に基づき、お客様のくらしの夢にお応えし、生涯のご満足をお届けするとともに、大切な資産として受け継がれていく住まいのご提供を行っています。

また、「企業は社会の公器」という基本理念に基づき、株主の皆様やお客様をはじめとするさまざまなステークホルダーとの対話を通じて説明責任を果たし、透明性の高い事業活動を心がけ、公正かつ正直な行動を迅速に行っていくことで、企業価値を高めていくことが重要であると考えています。

当社は、コーポレート・ガバナンスをそのための重要な基盤と認識し、取締役会と、監査役・監査役会からなる監査役制度を基礎として、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築・強化に努めています。

2. ガバナンス体制（平成28年4月1日現在）



3. 取締役会の構成に関する考え方

当社は、取締役会の役割・責務を実効的に果たし、迅速な意思決定に資するよう、取締役会の人数は一定数以下とするとともに、取締役会メンバーは以下の知識・経験を有する者で構成することを原則としています。

- ・当社事業に係る幅広い知識と豊富な経験を有する者
- ・経理・会計等に係る幅広い知識と豊富な経験を有する者
- ・法律、コンプライアンス、内部統制等に係る幅広い知識と豊富な経験を有する者
- ・当社事業に関わらず、会社経営あるいは産業・社会等に係る幅広い知識と豊富な経験を有する者

第2号議案 取締役の報酬額変更の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第49回定時株主総会において年額2億3,000万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っております。

経営体制の強化を目的とした、取締役の増員による報酬額増への対応に加え、今般、取締役（社外取締役を除く）および執行役員を対象に、業績向上への意欲を高めることを目的に、売上高、営業利益などを指標とした、業績連動報酬を取り入れており、評価幅を拡大して、業績を適正に処遇に反映するためにも、取締役の報酬額を年額3億6,000万円以内とすることに変更をお願いしようとするものであります。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたたく存じます。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役2名）となります。

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

本議案は、新たに当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）および執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度は、当社の業績による株式価値と取締役等の報酬との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、第2号議案において決議いただく取締役の報酬限度額（年額3億6,000万円以内）とは別枠で、新たな株式報酬を、平成29年6月株主総会終結の時をもって終了する任期から平成31年6月株主総会終結の時をもって終了する任期までの3年間に在任する取締役、および、平成29年3月に終了する事業年度から平成31年3月に終了する事業年度までの3事業年度に在任する執行役員（上記の各期間を以下「対象期間」といいます。）に対して支給する旨のご承認をお願いしようとするものであります。なお、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は7名、執行役員の員数は10名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、取締役等に対して、当社が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じて、当社株式が信託を通じて交付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退任時です。その他、本制度の骨子につきましては、下記【ご参考】をご参照下さい。

(2) 当社が拠出する金員の上限

本信託の当初の信託期間は3年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役等に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金1億5,000万円を上限とする（ただし、このうち、取締役等に交付するのに必要な当社株式の取得資金としては、金6,000万円を上限とします。）金員を対象期間中に在任する取締役等に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役等を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

（注）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社取締役会の決定により、信託期間を延長（本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転させることにより実質的に信託期間を延長する場合を含みます。以下も同様です。）し本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役等に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長期間内に、金5,000万円に延長年数を乗じた金額を上限として（ただし、このうち、取締役等に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金としては、金2,000万円に延長年数を乗じた金額を上限とします。）金員を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記(3)①のポイント付与および下記(4)の当社株式の交付を継続します。

ただし、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、すでにポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役等がある場合には、当該取締役等が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役等に交付される当社株式数の算定方法と上限

①取締役等に対するポイントの付与方法およびその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役等に対し、信託期間中に、株式交付規程に定めるポイント付与日に役員別基準ポイントに応じたポイントが付与します。

当社が取締役等に付与するポイントの総数は、1年当たり10万ポイント（うち、取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり4万ポイント）を上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役等は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記(4)の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役等に交付すべき当社株式の数は、当該取締役等に付与されたポイント数に1.0（ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

(4) 取締役等に対する当社株式の交付

各取締役等に対する上記(3)の当社株式の交付は、各取締役等がその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

以 上

【ご参考】平成28年4月27日付適時開示（抜粋）

「当社取締役および執行役員に対する新たな株式報酬制度の導入に関するお知らせ」

1. 本制度導入の目的

当社の中長期的な業績の向上による企業価値向上への貢献意欲をさらに高めるため、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）および当社と委任契約を締結している執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対し、新たに中長期報酬として、「株式報酬制度」を導入することとします。

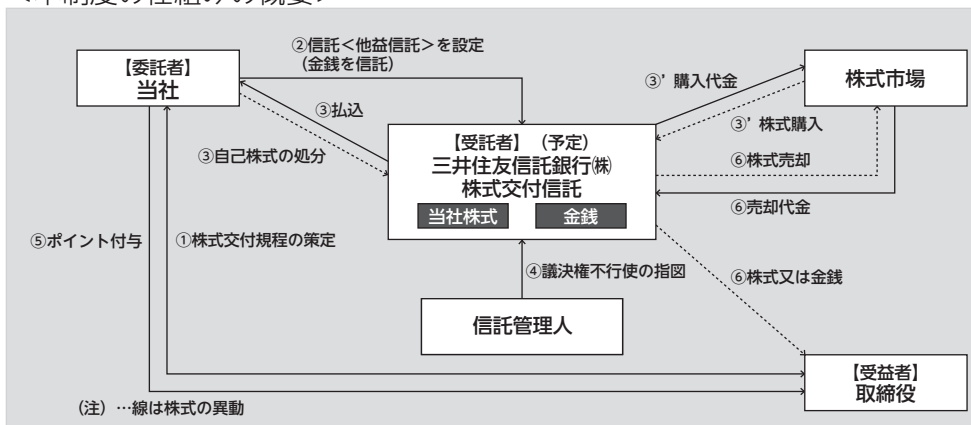
本制度は、当社の業績による株式価値と取締役等の報酬との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。本制度の導入は、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ることを条件とします。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本信託を通じて当社株式（当社普通株式。以下同じ。）の取得を行い、取締役等に対して、当社取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、当社株式が信託を通じて交付される株式報酬制度です。当社取締役会は、株式交付規程に従い、本制度の対象となる期間において毎年所定の月に、ポイント算定の基礎となる金額を定め、それに応じた当社株式を当社取締役等が退任した場合に交付することとなります。本制度の仕組みの概要は、以下のとおりです。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役等を対象とする株式交付規程を策定します。
- ② 当社は取締役等を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、株式市場から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者とします。）を定めます。
本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役等に対しポイントを付与していきま
- ⑥ 株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を株式市場にて売却し、金銭を交付します。

(2) 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、下記(7)に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記(5)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

(3) 信託期間

信託期間は、平成28年8月（予定）から平成31年8月（予定）までの約3年間とします。ただし、下記(4)のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

本制度は、平成29年6月株主総会終結の時をもって終了する任期から平成31年6月株主総会終結の時をもって終了する任期までの3年間に在任する取締役、および、平成29年3月に終了する事業年度から平成31年3月に終了する事業年度までの3事業年度に在任する執行役員（上記の各期間を以下「対象期間」といいます。）に在任する当社の取締役等に対して支給する報酬制度とするため、本信託の当初の信託期間は3年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役等に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金1億5,000万円を上限とする（ただし、このうち、取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金としては、金6,000万円を上限とします。）金員を対象期間中に在任する取締役等に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役等を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長（本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転させることにより実質的に信託期間を延長する場合を含みます。以下も同様です。）し本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役等に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長期間内に、金5,000万円に延長年数を乗じた金額を上限として（ただし、このうち、取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金としては、金2,000万円に延長年数を乗じた金額を上限とします。）金員を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記(6)のポイント付および下記(7)の当社株式の交付を継続します。

ただし、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、すでにポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役等がある場合には、当該取締役等が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得しますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(4)の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 各取締役等に付与されるポイントの算定方法

当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役等に対し、信託期間中に、交付規程に定めるポイント付与日に役員別基準に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役等に付与するポイントの総数は、1年当たり10万ポイントを上限とします。(うち、取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり4万ポイント)

(7) 各取締役等に対する当社株式の交付

各取締役等に交付すべき当社株式の数は、当該取締役等に付与されたポイント数に1.0(ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。)を乗じた数とします。

各取締役等に対する当社株式の交付は、各取締役等がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役等と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

以 上

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成28年6月22日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて、複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

(1) パソコン用サイトによる場合

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

ア. 画面の解像度が横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

a. ウェブブラウザとして、Ver.5.01 SP2 以降のMicrosoft® Internet Explorer

b. PDFファイルブラウザとして、Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0 以降のAdobe® Reader®

※Microsoft® Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、Adobe®

Acrobat® Reader® およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems

Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配付されています。

ウ. ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL通信 (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能な機種であること。なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (午前9時～午後9時)

(2) 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

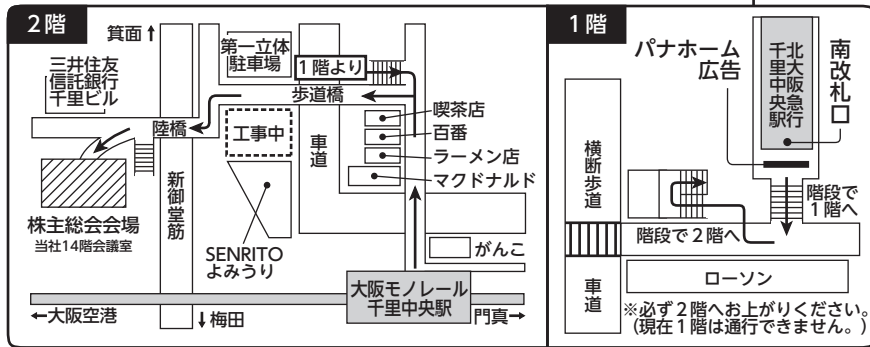
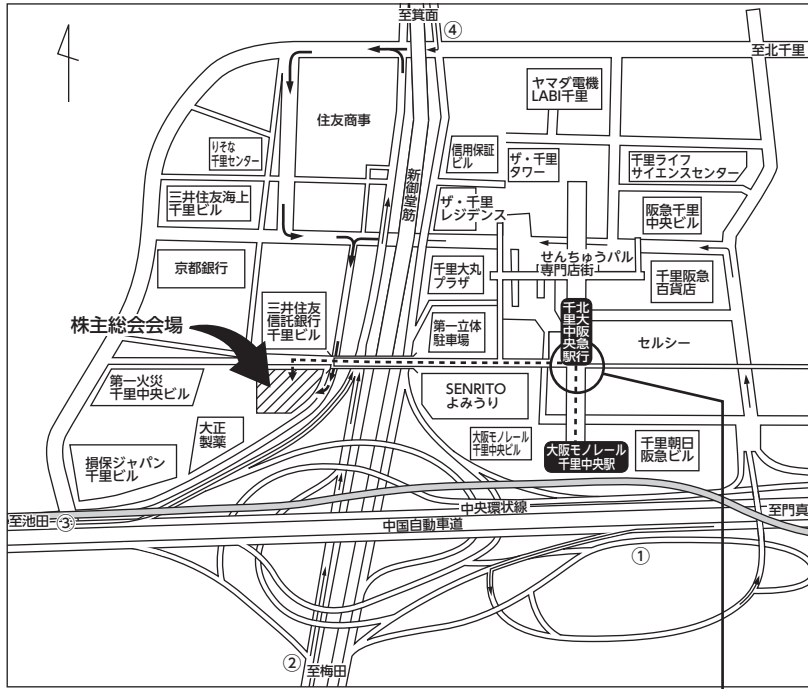
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (午前9時～午後5時 土日休日を除く)

株主総会会場ご案内略図



会場へは

- ・北大阪急行（地下鉄御堂筋線経由）千里中央駅南改札口または大阪モノレール千里中央駅より ----- の順路でお進みいただき新御堂筋陸橋を渡って徒歩約5分です。
- ・お車でお越しの場合は
 - 門真方面からは①の順路で千里阪急百貨店北東角の「千里中央東」交差点を左折してください。
 - 梅田方面からは②の順路で新御堂筋側道を経て「新千里東町1丁目」交差点を左折してください。
 - 池田方面からは③の順路で中央環状線から新御堂筋側道を経て「新千里東町1丁目」交差点を左折してください。
 - 箕面方面からは④の順路でガソリンスタンド前の「新千里東町1丁目」交差点を右折してください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。